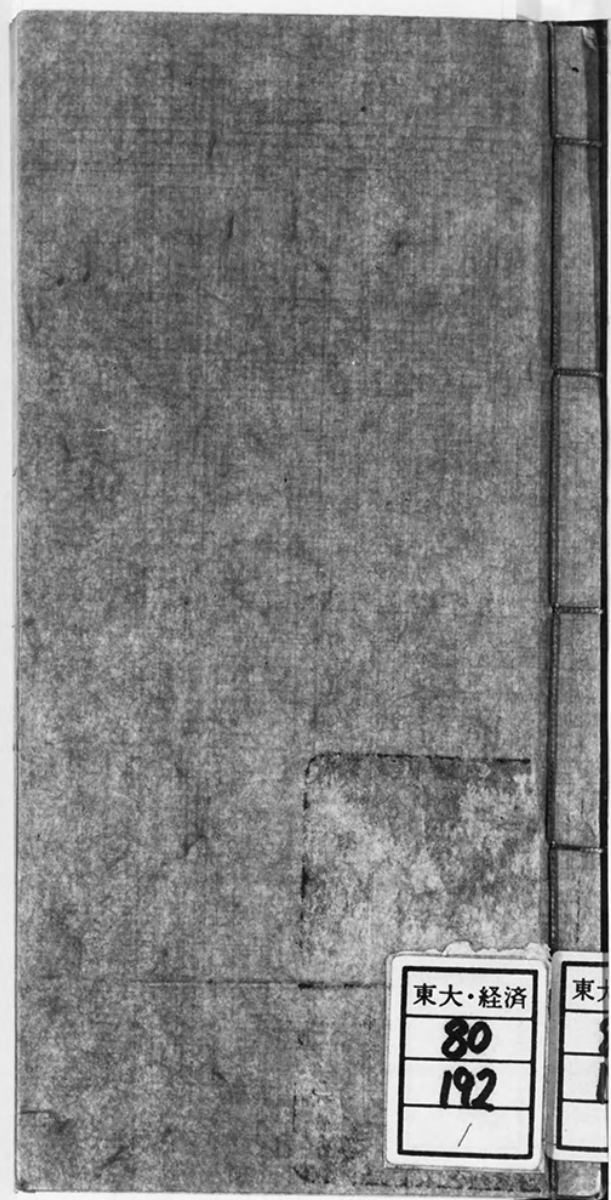


近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。



東大・経済
80
192
/

東大
80
192
/

經濟學部賞

火消方手帳

本保令儀

東京帝國大學
經濟學部
研究室之印

經濟學部
研究室

80



御集持
合攸



御集添
合攸

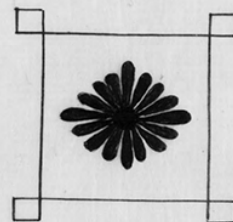
島之者合攸



朱書



惣小者
合改



惣豆
合改

△建揚之寛

根津裏門前
駒込市丁
小石川富坂
湯島五丁目
和人堂
宮永丁

駒込春町
小石川河橋坂前
本郷臺岐坂
赤坂
三ッ橋

朱書

△一二三番押出之新・此下通板之新

根付裏門通

元根付

子駝木町

子駝木板下町

△右に之新二板間より根付

裏門前

約込之千縄子

同に新寄町

△右に之新南門より

本御寺板板

所築水河岸通

所田の所前

湯崎板丁

△右に之新南門より

湯崎板丁

所田の所下

同田間丁

同金澤丁

同門板板丁

△右に之新南門より

妻板板

湯崎板丁

同天部中板丁

△右に之新二板間より

駒込寄町

白山前通

目裏門通

目進分

同大通三

朱書

駒込新町ノ宿

少石川 指ヶ谷丁

同蓮華寺前

△右九ヶ所

弱
止
竹
下
丁
ニ
ヤ
ク
ヤ
前

小石川築地多場通

同柳町

同
即掃陰丁

同汪亮支前

同
修
通
侯
袁
門
通

△ 左 寺 新 南 門 寺

石河橋前

小石川邊町

同
饋
所

同富板所

同登初水道

△右ハ新南門より進ミ
ニッ橋

同系天龍通
上聖一四

同与聖仁王門和所家小也

同布丁

同第幾門前

△右六ヶ所南門より
進み和人多し

右六ヶ所、南門ヨリ

同新志序

同上節

下谷大名小路

同天祐下室姓阮門前

朱書

同午天神
 同陸尺町
 同白壁丁
 同御宿丁
 同侍通院前
 △右九ヶ所南門ヨリ
 山石川富坂

同侍通院前
 谷中通
 △右四ヶ所東門ヨリ進
 宗永丁
 但三谷中迄是迄三浦
 坂通院前是迄
 一三ヶ所押出

△之右迄多口門ヨリ押出
 駒込九ヶ所
 同願行寺前
 同長老寺前
 同養所
 同浅草所
 同同赤不動前
 △十ヶ所
 駒込九ヶ所
 根津裏門迄
 駒込第壹所
 同北新寺所
 同吉祥寺前
 同土物店

右享和二年四月廿日山口法受主
 仁出

朱書

△追板ヶ所 糸早之木追板ヶ所

寺
石板
本郷所弓丁
本以元所
飛板
所第ノ水
夕上板
築地三傷

池ノ端
本以妻本所
本以本丁
方傳丁
匠分通了
軍谷
大根畑
妻本相荷

根付七軒丁
十三板
上理炭少路
丸山菊板
丸山田所
弱込春柳
弱込少新古所
天神前
天林意前

根付裏門方
苗木山
丸山本の寺辺
丸山新板
弱込本丁
弱込家所
天神中板
天邦手代丁
天澤少前

金冊丁
下谷薙丁
元所弓丁

宮永丁
樹木谷
諸河丁

- 一 所役人中より上へ役馬に格を越さず不苦に不烈を要する
下馬之事
- 一 所役人中より所役方大に事堪ふ所役所役者無任月廿五
- 一 所役人中より所役方大に事堪ふ所役所役者無任月廿五
ある所役方大に事堪ふ所役所役者無任月廿五
- 一 兵糧を多に掛置る所役所役者無任月廿五
ある所役方大に事堪ふ所役所役者無任月廿五
- 一 但海に記さる所役所役者無任月廿五
ある所役方大に事堪ふ所役所役者無任月廿五
- 一 所役所役者無任月廿五
ある所役方大に事堪ふ所役所役者無任月廿五

子乃行年

門族中無成は同心の家多し長年々々孝家より方より懐柔を先自少く目下夜中に所控灯を照らすと其所に方家より同心の影あり地を歩みあひ義法を以て家より不立人なりと直に尋ねると其の言を承りて事

但所集之沼澤多方丘上無草木

一 所種中元以上の家多し門多し紙所集所是便候所内と
 以 加賀守人衆指を爲候下と及業内四人衆指掛下と
 所大名の奥浦より行方所門役人候下と不在なる所候中人
 将より多量の中入候所と及候下と或は役人亦中付多し局要連
 指よりと候所と門多役人亦中付多しと加指より下と以爲りて
 所候所候所門揚中と旦同の要の家と之爲り候下と下と
 以候中門候所と之と要の家と下と奉

水戸縣所門内名下馬根は社内火事と云ふ馬と不吉と云ふ
七通天門と云ふと不吉と云ふと云ふ事

水戸板裏門より所へ敷懸たを馬上に苦み置在所門より
乃去門外より自今所至夜中より集持より此より
方此より今所授灯を此所至自今より少くを此より之れ

一 此水戸標の内井戸を常々之に彫りて之を以て付役中七
 年之水に字下之水と標付をせし終白方右之付役中人
 出給し此水之水に字下之水と標付をせし終白方右之付役中人
 不威井戸等之を右之通罪に由係りて何方之井戸
 一 押出所役人中之付役中之付役中人或は同付役中達者
 之付役中名新給ふ事並に上之事
 一 此水戸標の内井戸を常々之に彫りて之を以て付役中七
 年之水に字下之水と標付をせし終白方右之付役中人

一 此水戸標の内井戸を常々之に彫りて之を以て付役中七
 年之水に字下之水と標付をせし終白方右之付役中人
 出給し此水之水に字下之水と標付をせし終白方右之付役中人
 不威井戸等之を右之通罪に由係りて何方之井戸
 一 押出所役人中之付役中之付役中人或は同付役中達者
 之付役中名新給ふ事並に上之事
 一 此水戸標の内井戸を常々之に彫りて之を以て付役中七
 年之水に字下之水と標付をせし終白方右之付役中人

一 亦て其少多所被下之なるを一先其後所被後多の上
押出下事

一 亦て其少多所被下之なるを一先其後所被後多の上
押出下事

一 亦て其少多所被下之なるを一先其後所被後多の上
押出下事

一 亦て其少多所被下之なるを一先其後所被後多の上
押出下事

一 亦て其少多所被下之なるを一先其後所被後多の上
押出下事

一 亦て其少多所被下之なるを一先其後所被後多の上
押出下事

一 亦て其少多所被下之なるを一先其後所被後多の上
押出下事

一 亦て其少多所被下之なるを一先其後所被後多の上
押出下事

一 亦て其少多所被下之なるを一先其後所被後多の上
押出下事

一 亦て其少多所被下之なるを一先其後所被後多の上
押出下事

一 亦て其少多所被下之なるを一先其後所被後多の上
押出下事

一 亦て其少多所被下之なるを一先其後所被後多の上
押出下事

一 亦て其少多所被下之なるを一先其後所被後多の上
押出下事

同知府内十卷内各持的之十事

但使君志在濟世而不在名

一門揚旌節夜中門庭具以警我民民何知也名法也
中民不防為事

一、通令各省，押出之款，水手等，切切事。

一、以主押出戶部之所授行、爲此以保護之而中
其事

之爲之者抑出於其時乎哉少其年率
走之而後少其年抑格足之不格支抑格入以爲刀之

若素為持齋者古中後之僧少之乃其常事

建康の舟に在りて、中略、火を以て示す。誠の義を以て事

一 暖手は、少事、高き酒、何代か、新衣、門多、之、新酒、酒、之、
此代、今、移、之、之、起、何、名、言、上、之、之、移、之、之、之、之、事、

但言上之義爲即仁中下
應予義不能合之於相求
爲

一 若所記浦内出せんとす所集せし中
若所記廣域より出たると所廣域中ト
乃事内所人録入
了ん事

一 石行人數少多指折者証以偏中より先以候儀より折
 下りてより候はる事
 一 町域未開并町中屋敷在りて是れ仕て是れ但し
 一 町中屋敷在りて是れ押出中より係折出候事候事
 一 根は裏に通る少多節事候事新口沙ね下り押出
 中より候事候事
 一 後より町門より押出候事候事
 一 是れ事候事候事

但事候事候事
 一 押出候事候事
 一 通る事候事
 一 町域建候事

一 町控行持候事候事
 一 町控行持候事候事
 一 町控行持候事候事

但事候事候事

一 近板承止候事候事
 一 二年四月三日

但此等書内之文字多と押出るる直極なることあり
帽子等因不持ふることあり

一 大門門外に臨門門馬上に若片出行入し之持て押出るる
と帽子等因不持ふることあり

但此極なる帽子等因不持ふ引揚るる遠直なることあり
帽子等因不持ふることあり

一 押出るる門外に臨門門馬上に若片出行入し之持て押出るる
馬持るる事通ふことあり之持て押出るる事通ふことあり
引揚るる事通ふことあり之持て押出るる事通ふことあり

踏踏は仕事

一 若くは門外に臨門門馬上に若片出行入し之持て押出るる
事通ふことあり之持て押出るる事通ふことあり

一 若くは門外に臨門門馬上に若片出行入し之持て押出るる
事通ふことあり之持て押出るる事通ふことあり

一 遠極なることあり押出るる事通ふことあり之持て押出るる
事通ふことあり之持て押出るる事通ふことあり

朱書

但右ノ門ノ外ニハ破ノミナリトシテ
遠ニハ入ルノ事

一 下谷道聖堂ノ事

押出ノミナリトシテ遠ニハ入ルノ事
同家ニハ方格ノ内ニハ入ルノ事
細法ニハ入ルノ事
乃チ其ノ内ニハ入ルノ事

但ニ其ノ内ニハ入ルノ事
所ノ外ニハ入ルノ事
一 下谷道聖堂ノ事

所人毎押出さるる事

一 辻敷案内の押出は必ず所知中より出さるる事
又此所知人中より出さるる事
合所人毎に押出さるる事

一 辻敷案内の押出は必ず所内より出さるる事
又此所内より出さるる事
又此所内より出さるる事

一 辻敷案内の押出は必ず所内より出さるる事
又此所内より出さるる事
又此所内より出さるる事

一 所門外に押出は必ず所内より出さるる事
又此所内より出さるる事
又此所内より出さるる事

一 辻敷案内の押出は必ず所内より出さるる事
又此所内より出さるる事
又此所内より出さるる事

之者若欲以舟之舟押出之故用自七月太谷村出之者
正任如事

但本通極所為亦亦既三日檢分所者略言之海
實以之自正任如通極

一少多所估多也此中如本華內公市并所門外海之
其極者九下是極多如義宜海之事也其門人極押出
其之極多也其極多也其門人極押出其之極多也其
不極多極多也其極多也其門人極押出其之極多也其
其之極多也其極多也其門人極押出其之極多也其

其之極多也其極多也其門人極押出其之極多也其
其之極多也其極多也其門人極押出其之極多也其

六化之自之月也

山崎正和

朱書

振振即人教之至也乃爲人所侵之謂正位亦達振國
以爲防中教之至也事

一 上野の河川事業に於て役人並に吏員を加増する人衆を防む
 べく、外人の奸計を以て所人衆を以て日よ加増するを度
 におもふやうな處あり。此處と共に出る大外人の衆防むるに
 け候べきを以て上より防ぎたるは、中々なく此方のみならず
 進め防ぎの事

一 上帝命天火事——衣即人教也——在大約也 不使被以先即人
教也 是上帝命天火事——衣即人教也——在大約也 不使被以先即人

印成

一 追方 所成之書也。然之と開て、所後月ト可達。故業内
 七人、指臨押出之事。所後月ト可達。故業内、或者、
 後月之事、指臨押出之事。然之と開て、所後月ト可達。故業内、
 所成之書也。然之と開て、所後月ト可達。故業内、

但所送之書、雖決其爲一通、不中於己、且開之、亦未嘗識、以節
仍列於後、蓋其爲所侵者、沙者、即楮目之、即其面之、沙者、即楮
目之、出者、即侵者、爲知中、中、白、中、無、事、

一 所 都 武 田 所 存 聖
所 成 之 節 出 之 已 一 所 通 公 卿
送 所 成 指 裁 公

予も此所人等と事場とに誠心所役人等事場とに遇
ひ奉り通す事 墨師通年所より登國し所役者なり
乃ち其等以て其の如く 西所より同所へ事
なり所より其の如く同所中へ下後方所中人等と
同様に所中人等と生れし事なり下後方事

正字之國なり

一 通言 所成し其の所役者制限と名遠方 所成し格より其
所役者制限と名遠方列る一何れなり其七等なり事
但し其等より其の如く生れし事なり其の如く格より其なり

之等より其の如く生れし事なり

一 上野より其の如く 所成し其の所役者制限と名遠方
同様に其の如く生れし事なり

但し其の如く生れし事なり

一 所成し其の所役者制限と名遠方 所成し其の所役者制限と名遠方
其の如く生れし事なり

一 上野 所成し其の如く 通言し其の所役者 格より其の如く
中候より其の如く生れし事なり 同様に其の如く生れし事なり 所役者なり 門
進分は門下生れし人なり其の如く生れし事なり 其の如く生れし事なり

一 沙人あるに於て人爲中少法知を之を爲し得る事あり
 一 門成るに即ち之を爲し得る事あり而して少法知を門成る
 一 之を爲し得る事あり而して少法知を門成る事あり
 一 之を爲し得る事あり而して少法知を門成る事あり

一 門成るに即ち之を爲し得る事あり而して少法知を門成る
 一 之を爲し得る事あり而して少法知を門成る事あり
 一 之を爲し得る事あり而して少法知を門成る事あり
 一 之を爲し得る事あり而して少法知を門成る事あり

一 門成るに即ち之を爲し得る事あり而して少法知を門成る
 一 之を爲し得る事あり而して少法知を門成る事あり
 一 之を爲し得る事あり而して少法知を門成る事あり
 一 之を爲し得る事あり而して少法知を門成る事あり

一 門成るに即ち之を爲し得る事あり而して少法知を門成る
 一 之を爲し得る事あり而して少法知を門成る事あり
 一 之を爲し得る事あり而して少法知を門成る事あり
 一 之を爲し得る事あり而して少法知を門成る事あり

常春園田

即成爲有用之材

差為以牙為口之云云

事功有限 蓋然 後亦 以 誠 爲 系 公 子 事

但使人所或為所困是恆憂人法少事具誠意故也

書後學古

如夢之夢

九月

印名何

何之謹一

孝思侯

太乙仙之年九月廿六日

修以候標止回即忘即法事之長古之通調也事

一 御系、御系、江戸表
御書、良、家祖、九、所、可、之、意、愛

たて通

何事か事々々々々々々々々々々々
何事か事々々々々々々々々々々々

年号月日
何事か事々々々々々々々々々々々
何事か事々々々々々々々々々々々

一 但た何事か事々々々々々々々々々々々
何事か事々々々々々々々々々々々

一 何事か事々々々々々々々々々々々
何事か事々々々々々々々々々々々

一 何事か事々々々々々々々々々々々
何事か事々々々々々々々々々々々

何事か事々々々々々々々々々々々

一 何事か事々々々々々々々々々々々
何事か事々々々々々々々々々々々

寺におおしつ所通具云云南の寺に所通具云云糾所陸中如何に
右に所通具云云寺通具云云おしつ所通具云云

但南の寺に所通具云云

一時は是所通具云云寺通具云云糾所陸中如何に
兼金寺人云云南の寺に所通具云云

但南の寺に所通具云云寺通具云云糾所陸中如何に
一寛政の寺に所通具云云寺通具云云糾所陸中如何に
所通具云云寺通具云云糾所陸中如何に

但南の寺に所通具云云

一南の寺に所通具云云寺通具云云糾所陸中如何に
寺通具云云糾所陸中如何に

一南の寺に所通具云云寺通具云云糾所陸中如何に
寺通具云云糾所陸中如何に

不法令より割據する事見ふ人伐之難故に火燭保
 持出する所を指欠人より亦右同保早建に正統の
 所より亦右所用人中より出 所より亦右火事
 正統中より押出する 且右難故に火燭保より持出
 正統より亦右火燭保より正統より亦右火燭保
 此等火事内より亦右難故に正統より亦右火事
 正統中より亦右火燭保より正統より亦右火燭
 同保より持出する 火燭より正統中より持出
 正統より亦右火燭保より正統より亦右火燭

所名火燭保

何の経

立世才女家斗

接臨 立世才女家斗

立世才女家斗

立世才女家斗
 立世才女家斗
 立世才女家斗
 立世才女家斗
 立世才女家斗

一 今般 昨去孫所懷妊者月門中浦中より名落きお心得
 下より位出る月門所方問中より余余と上た通る
 考る門所人達中事

昨去孫所懷妊者月門中浦中より名落きお心得

所信月門也此因月門より名落きお心得
 方々月門より事

一 昨日般所懷妊者月門中浦中より名落きお心得
 元是懷妊人月門中浦中より名落きお心得
 所信月門也此因月門より名落きお心得

一 昨日般所懷妊者月門中浦中より名落きお心得
 所信月門也此因月門より名落きお心得

一 昨日般所懷妊者月門中浦中より名落きお心得
 所信月門也此因月門より名落きお心得

家三子

同位連名

右般所懷妊者月門中浦中より名落きお心得
 同位連名
 所信月門也此因月門より名落きお心得

三三三

進屋上
時根上

三十三

揃
ヒ

中進
三

押
込

此三遍一本追加三有之

[illegible]

正初逢公在下江寧以長春

但問曰：名位雖高，下坐及中戶，祿食亦作低之。祿
亦通之。中戶曰：帝古帝後及下坐中事。

右之故並爲中區之區故也。右之故並爲中區之區故也。

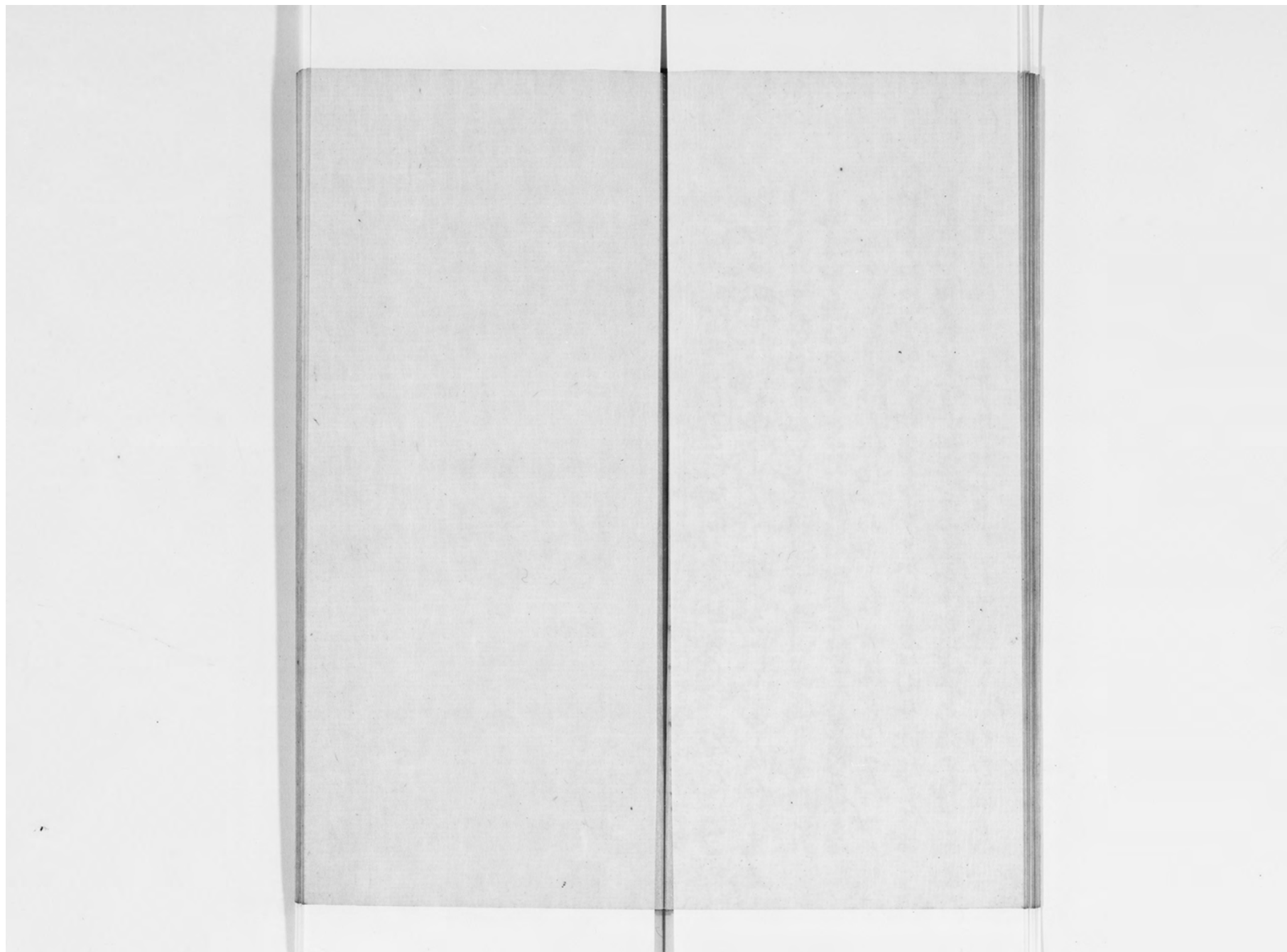
先年所奉命下達中下生云々条程多海一統中後之
下生時理中下生云々条程多海一統中後之

昭和七年十月

右旧記云程見玉長帝四序上於系執事格為之云々
此達下生云々条程多海一統中後之
此達下生云々条程多海一統中後之
此達下生云々条程多海一統中後之
此達下生云々条程多海一統中後之

前々中下生云々条程多海一統中後之
此達下生云々条程多海一統中後之
此達下生云々条程多海一統中後之
此達下生云々条程多海一統中後之
此達下生云々条程多海一統中後之

文政十三年四月十六日



朱書

△武家押出箇所

非田明非前

非田明若所

非田若新道

水道橋

所築之石

湯島之組丁

△同少多と案内之所

本郷之組板

本郷

本郷
丁目と

非田明非下

非田明所

昌平橋

湯島之組丁

本郷

非田若新道

非田明所

昌平橋

湯島之組丁

本郷

本郷之組板

一 聖王三丁目ノ權ニ外ニ事ニ中ノ事内ニ事國以外ノ事ヲ押出分
所多事仲ノ事者ある人ノ所門外ノ事ト云々事ト云々右
指國指事ト云々事ト云々事ト云々事ト云々事ト云々事ト云々事
多事ト云々事ト云々事ト云々事ト云々事ト云々事ト云々事ト云々事
川々事ト云々事ト云々事ト云々事ト云々事ト云々事ト云々事ト云々事

文保五年四月廿日

一 東ニ 昌平格湯島三丁目同三丁目北田以外指
一 少ニ 湯島三丁目同三丁目同三丁目掛

一 河内春田の聖堂に程進寺場あり此寺は昌平橋

の所屬あり其寺に程進寺と云ふ所あり其寺に昌平橋と云ふ所あり此寺は昌平橋の所屬あり其寺に程進寺と云ふ所あり其寺に昌平橋と云ふ所あり

一 河内春田の聖堂に程進寺場あり此寺は昌平橋の所屬あり其寺に程進寺と云ふ所あり其寺に昌平橋と云ふ所あり其寺に程進寺と云ふ所あり其寺に昌平橋と云ふ所あり

一 河内春田の聖堂に程進寺場あり此寺は昌平橋の所屬あり其寺に程進寺と云ふ所あり其寺に昌平橋と云ふ所あり其寺に程進寺と云ふ所あり其寺に昌平橋と云ふ所あり

一 河内春田の聖堂に程進寺場あり此寺は昌平橋の所屬あり其寺に程進寺と云ふ所あり其寺に昌平橋と云ふ所あり其寺に程進寺と云ふ所あり其寺に昌平橋と云ふ所あり其寺に程進寺と云ふ所あり其寺に昌平橋と云ふ所あり

一 河内春田の聖堂に程進寺場あり此寺は昌平橋の所屬あり其寺に程進寺と云ふ所あり其寺に昌平橋と云ふ所あり其寺に程進寺と云ふ所あり其寺に昌平橋と云ふ所あり

一 河内春田の聖堂に程進寺場あり此寺は昌平橋の所屬あり其寺に程進寺と云ふ所あり其寺に昌平橋と云ふ所あり其寺に程進寺と云ふ所あり其寺に昌平橋と云ふ所あり其寺に程進寺と云ふ所あり其寺に昌平橋と云ふ所あり

一 通極く即所人敷多傷くも建中管中即所人敷多傷くも

但々多傷くも建中管中即所人敷多傷くも
余多く上り 何れか南門内後所人敷多傷くも

二 多極く事

一 所人敷多傷くも建中管中即所人敷多傷くも
所人敷多傷くも建中管中即所人敷多傷くも
所人敷多傷くも建中管中即所人敷多傷くも
所人敷多傷くも建中管中即所人敷多傷くも

一 移聖堂所人敷多傷くも建中管中即所人敷多傷くも
公義所人敷多傷くも建中管中即所人敷多傷くも

一 所人敷多傷くも建中管中即所人敷多傷くも
所人敷多傷くも建中管中即所人敷多傷くも
所人敷多傷くも建中管中即所人敷多傷くも

但按中押出即所人敷多傷くも建中管中即所人敷多傷くも
二 多極く事

一 所人敷多傷くも建中管中即所人敷多傷くも
所人敷多傷くも建中管中即所人敷多傷くも
所人敷多傷くも建中管中即所人敷多傷くも

但信者多る所中自ら其に授けし門内に入る事
一 信者多る所中自ら其に授けし門内に入る事
一 信者多る所中自ら其に授けし門内に入る事

但信者多る所中自ら其に授けし門内に入る事

一 信者多る所中自ら其に授けし門内に入る事
一 信者多る所中自ら其に授けし門内に入る事
一 信者多る所中自ら其に授けし門内に入る事

一 信者多る所中自ら其に授けし門内に入る事

一 信者多る所中自ら其に授けし門内に入る事
一 信者多る所中自ら其に授けし門内に入る事

一 信者多る所中自ら其に授けし門内に入る事
一 信者多る所中自ら其に授けし門内に入る事

但信者多る所中自ら其に授けし門内に入る事

朱書

と言上候旨出下り申付事
押出下り申付事

一 此右事内右聖堂直上事御出下り申付事
享和 年二月止 何出下り申付事
不兼名押出下り申付事

但同合所直上事御出下り申付事
火事迄迄下り申付事

一 聖堂所直上事御出下り申付事
何出下り申付事

但右事便役人柳子木保人若菜若藤若石連
下事

一 聖堂所内井戸何事御出下り申付事

但所供所何事御出下り申付事

一 此聖堂所内御出下り申付事
何出下り申付事

一 聖堂所内御出下り申付事
何出下り申付事

一 此聖堂所内御出下り申付事
何出下り申付事

門外之安破多事...
一 定て留而...
防を中場...
下は消多...
取れ...
交り...
一 以上...
と...
一 以上...
と...

人...
一 但...
一 以上...
一 以上...
一 以上...
一 以上...

一 考へ有る事は所出傳に傳へる者止む代録と爲
お事と事

一 大暑未成迄所出傳に傳へる事

一 此方極所出傳に傳へる事大暑迄所傳人伝傳國紙に止む
不仁忌中四注伝に傳へる事伝に傳へる事

一 遠極所出傳に傳へる事伝に傳へる事伝に傳へる事
伝に傳へる事伝に傳へる事伝に傳へる事

一 此方極所出傳に傳へる事伝に傳へる事伝に傳へる事
伝に傳へる事伝に傳へる事伝に傳へる事

文化九年八月十九日

横山又吉

一 聖王出出伝に傳へる事伝に傳へる事伝に傳へる事
伝に傳へる事伝に傳へる事伝に傳へる事

一 所直儀堂滿堂之衆所人教所直堂之衆所直儀堂向禮由
 凡節之要教節之儀時也 所任教向之所人教授其其後
 便任也 所任教向老之衆先所人教授其其後
 三我所任今乃任之也 且 所任教向一旦授授其其後
 凡節之衆老之衆之衆不任之也 所任教向一旦授授其其後
 所任教向一旦授授其其後 所任教向一旦授授其其後
 但火天下之衆授授其其後 所任教向一旦授授其其後
 所任教向一旦授授其其後 所任教向一旦授授其其後

一
 所直之部聖堂上階是と建陽は東邊の北に後を建
 砂板を方様案所門を入所位板向方方寸と北の南に右階
 中聖堂上階向の西を間敷板圖の通を北の南に事
 但聖堂上階所直之部は是と通を北の南に事
 右の通は位板の北に事方寸板井を右邊板と板事
 所直之部砂板を階是と建陽は東邊の北に後を建
 月板所位板向方方寸と北の南に右階
 建砂板を方様案所門を入所位板向方方寸と北の南に事

防中聖書下指印成ニ事ナキ一按圖ニ通ニ事ナキ且
又所位指印成ニ事ナキ一按圖ニ通ニ事ナキ且
ニ建揚トモ建揚トモニ事ナキ

但聖書指印成ニ事ナキ一按圖ニ通ニ事ナキ
一建揚トモ建揚トモニ事ナキ
但聖書指印成ニ事ナキ一按圖ニ通ニ事ナキ
一建揚トモ建揚トモニ事ナキ

但聖書指印成ニ事ナキ一按圖ニ通ニ事ナキ
一建揚トモ建揚トモニ事ナキ

世古ノ故ニ事ナキ
久政九年三月十四日

朱書

△常時在

東
〔龜在〕
舟堀節
本所節

成
〔本根川〕
新井堀節
宇喜多節

小松川節
二ノ江節

南濱御殿

品川節

河崎節

西〔高田〕
中節節

駒場野節

雑司ヶ谷節

北
〔王子第
千仞第

〔六卿第
目黒第
木下川第
龜井戸第

〔浅草第
嶋根第

〔廣尾第
隅田川第
深川第
小石川第

〔三河嶋第
上千葉第

〔中川第
洲島第
大川第
羅漢寺第

〔浅所殿ヨリ
靈岸島
浅所様御屋形

一 所住右裏門前右向の上田所國人中より海軍上可
一 駒止道系根津裏門迄出ると即ち砂子所人毎に情
先沙所開と内にあかす進 所住右所住人中より海軍上
但指圖を事

一 此所直に... 家連おかし上る 所住右所住中
及要内事

右とと區々威り得るに後右と通と極ん

一 之般

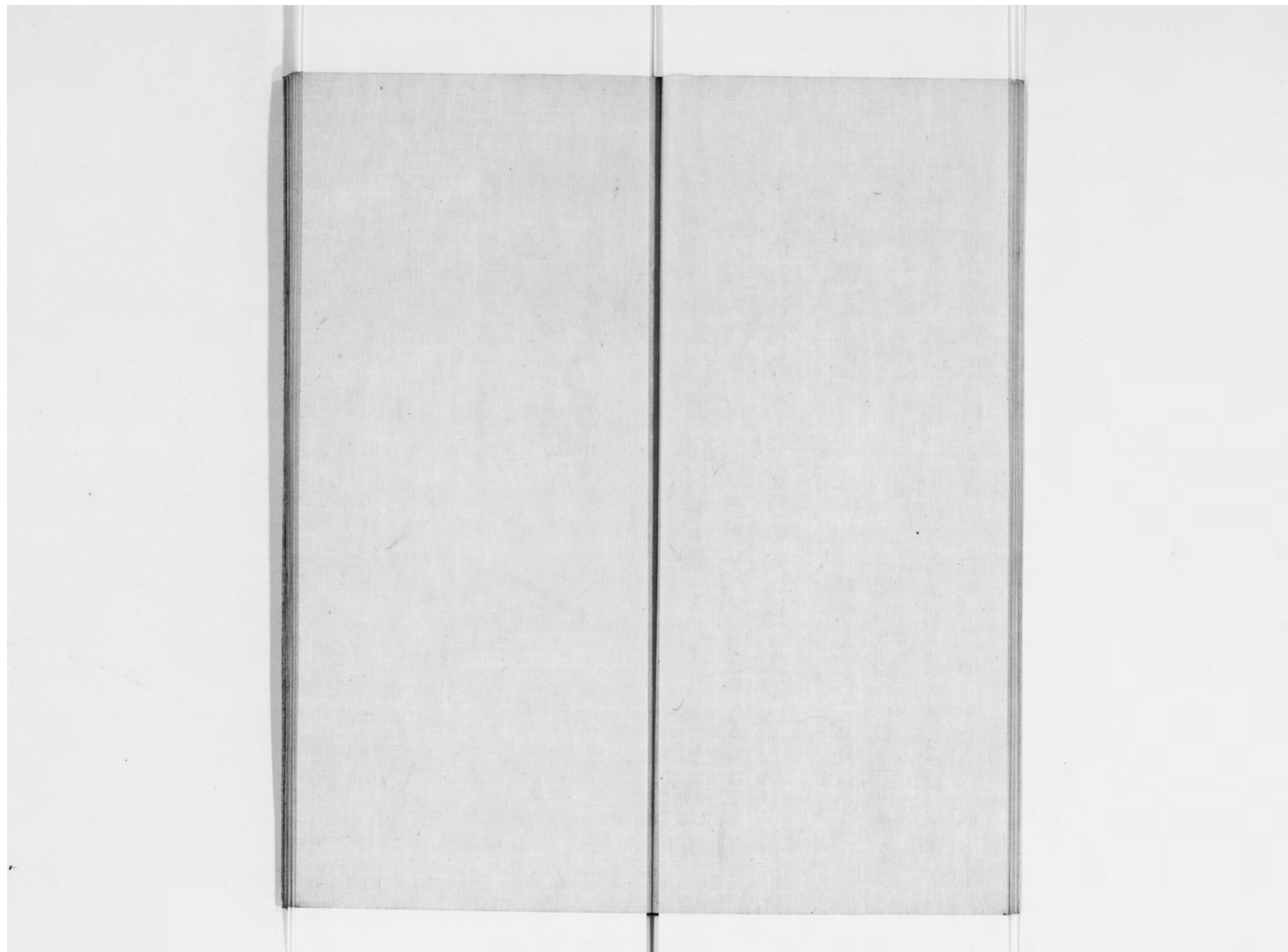
一 保九年と目む

太子や左様安所左宅所住右威り上所直に... 即馬上る
所住右右門前右宅所通と利下り三十三と... 右宅
此と右向と仁と系と水所取分... 所住右所住中より海軍上
以上

一 保三年五月

右方強ち右様

坂井要人 上坂右馬
右向家取印 右方強ち右様



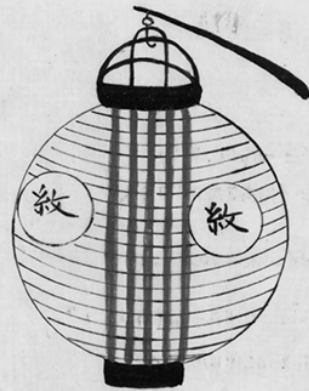
定光酒師所定之酒一十軒有連
 多一控町合飯所方外新
 是ハ改印若幕三毛山三々々々々
 左儀金三丁銀分々々々



市傳者亦振五公卿之白夕ニキ
陣呈表令冬ニモ改中ニモ利冬ニ



市目付亦呈公卿五公卿之新冬ハ
白夕ニキ陣呈表令冬ニモ改中ハ
冬用冬ニ



市小物巾也納戸布白花色堅以
 盛ハアシロメ塗場及裏合ノ定



火事場足巾役布蓮形ト云是ハ
 冬取巾亦用幕ハ陣笠裏合左儀
 金銀分多巾便布ナリ足巾兼
 市ノ方モ巾便布ト同奉



一 所由なる所由なる馬に乗る試みは、
任せて、馬に乗る所由なる、
中法事

寛保十四年三月

一 今春の外、
少多、
大越、
作中事

文永三年三月

内誠、心傳

所人好石云云誠之也所人好石云云誠之也

但別場云云誠之也所人好石云云誠之也

所人好石云云誠之也

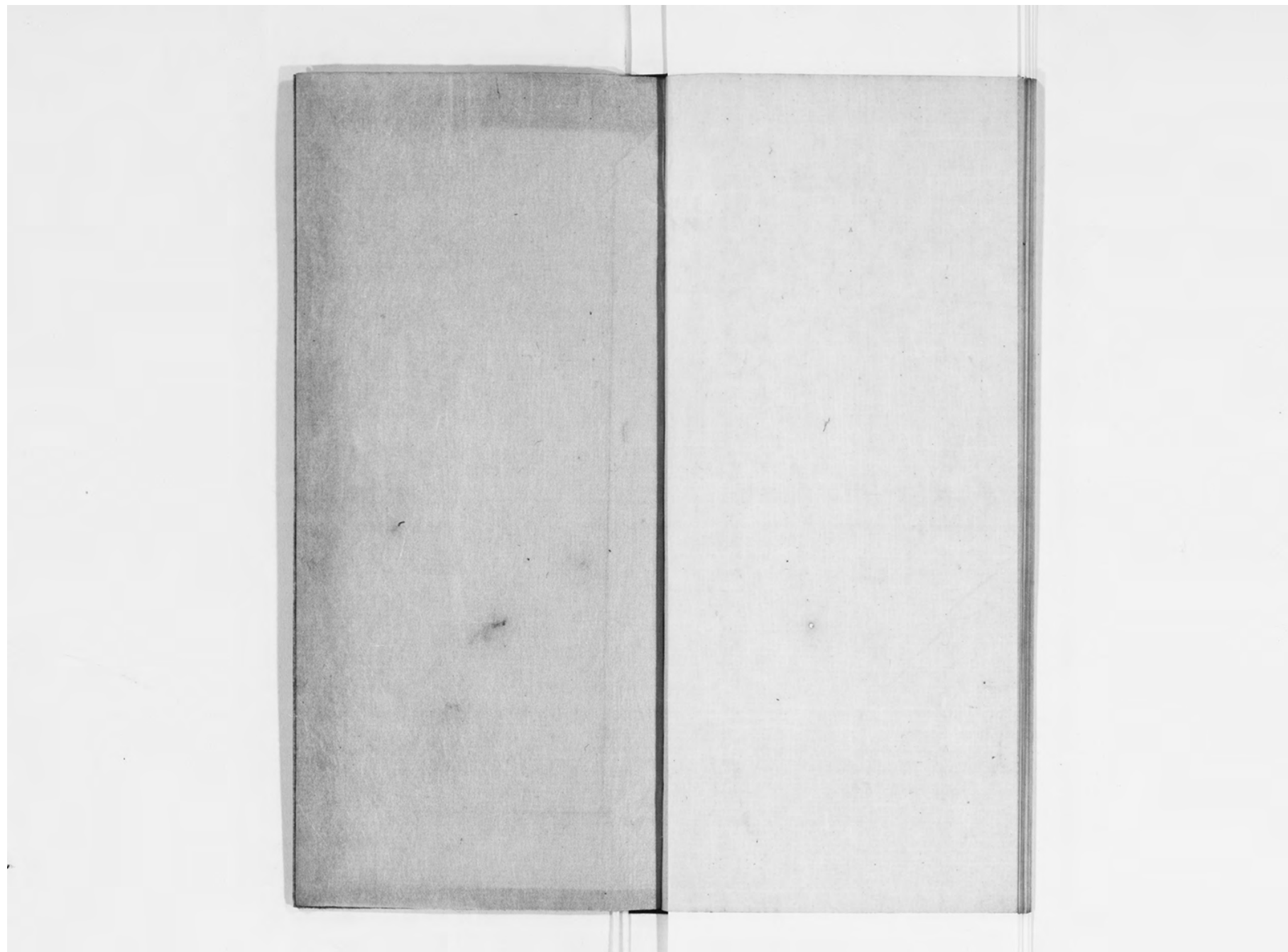
一 修通法云云誠之也所人好石云云誠之也

諸君後緣所人好石云云誠之也

所人好石云云誠之也

但吾所云云誠之也所人好石云云誠之也

所人好石云云誠之也



経済
2